

平成 17 年 1 月 13 日制定
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

国分寺市まちづくり条例に規定する公園等の整備基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、国分寺市まちづくり条例施行規則別表第 3 の 2 の項第 7 号に規定する公園等の整備基準について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第 2 条 公園等の施設の内容は、次のとおりとする。

ア 遊具，ベンチ

イ 出入口

ウ 給排水設備・雨水処理設備

エ 照明設備

オ 園名板・制札板・樹名板

カ 舗装

キ 外周フェンス

ク その他，市長が必要と認める設備

2 前項に定める施設は，東京都福祉のまちづくり条例に準じ，高齢者，障害者等が円滑に利用できる構造とする。

(遊具・ベンチ)

第 3 条 遊具を設置する場合，「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」に基づくものとする。

2 規模は、公園等の面積に応じ、次のとおりとする。詳細の内容については、市長と協議するものとする。

①300 m²未満の公園等の場合

本体価格 800,000 円程度の遊具及びベンチ 2 基

②300 m²以上の公園等の場合

本体価格 1,100,000 円程度の遊具及びベンチ 3 基

③400 m²以上の公園等の場合

本体価格 1,400,000 円程度の遊具及びベンチ 3 基

④500 m²以上の公園等の場合

本体価格 1,600,000 円程度の遊具及びベンチ 4 基

⑤600 m²以上の公園等の場合

上記以外に、市長が必要と認める設備

3 ベンチの周囲には藤棚、パーゴラ等の日よけの設置に努めること。

(出入口)

第4条 公園等の出入口は、別図1を基本とし、その構造は別図2を基本とする。

2 出入口は原則2か所以上設けるものとする。

3 車止めは、原則、飛び出し注意及びオートバイ乗り入れ禁止サインを設けるものとする。また、南京錠は緑と公園課が指定する錠を設けるものとする。

(給排水設備・雨水処理設備)

第5条 水飲み場は、別図3同等とする。また、節水型の仕様に努めること。

2 給水設備は、東京都の「指定給水装置工事事業者工事施工要領」に準拠しなければならない。

3 排水設備は「国分寺市下水道条例，国分寺市下水道条例施行規則」に準拠しなければならない。

4 雨水処理設備は「国分寺市雨水浸透施設技術基準」に準拠しなければならない。

5 第3項及び第4項については下水道課と協議し決定するものとする。

(照明設備)

第6条 照明施設は，自動点滅器またはタイマー制御付き LED 照明とし，平均水平面照度が3ルクス以上となる基数を隣接する住居等に配慮した位置・構造で設けるものとする。

2 配線は，原則，地中配管とし，土被りは60センチメートルを確保するものとし，深さ30センチメートルの位置に地下埋設標示テープを布設する。また，配管が曲がる部分には，埋設標柱を設けることとする。

(園名板・制札板・樹名板)

第7条 園名板・制札板は，別図4及び5を基本とする。

2 樹名板は1樹種につき1個以上設置を基本とし，樹名板に記載する内容は樹種名のほか，樹種の説明，二次元コード付きとする。

(舗装)

第8条 園内の舗装は，原則として，仕上げ厚4センチメートル以上のダスト舗装とする。

(外周フェンス)

第9条 外周フェンスの高さは基本2メートル以上とし，接道部は見通しの良いものとする。

(委任)

第 10 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別途、協議するものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行に際し、この基準による公園等の整備を行っているときは、改正前の基準による。